

旭川市報道依頼

各報道機関 様

KJ00036247

2023年2月8日

発信課	子育て支援部主幹付
担当者	橋本
連絡先	電 話 内線 5 1 4 1
	F A X
	E-mail orangeribbon@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 [] 募集 [] 契約・入札 [] 会議・説明会 [○] その他 []
日 程	令和5年2月14日（火）17時～18時30分
発表項目 （行事名）	第2回いじめ対策に関する有識者懇談会の開催
概 要 （趣旨・日時・ 場 所・内容等を 記入すること。）	（趣旨）本市におけるいじめ防止に向けた取組について、専門的な視点から意見を聴取することにより、今後のいじめ対策の取組強化に係る検討を推進するため （日時）令和5年2月14日（火）17時～18時30分 （場所）旭川市子ども総合相談センター2階・研修会議室2 （内容）有識者とのオンライン会議
添付資料	有 ☒ 無 ☐
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	

旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市におけるいじめ防止に向けた取組について、専門的な視点から意見を聴取することにより、今後のいじめ対策の取組強化に係る検討を推進するため、旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

(職務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換等を行う。

- (1) いじめ対策に係る基本理念及び基本的な考え方に関すること。
- (2) いじめ対策に係る学校、教育委員会及び市長部局の役割に関すること。
- (3) いじめ対策に係る組織体制（組織機構、配置を要する人材等）に関すること。
- (4) いじめに係る当事者（被害者、加害者、学校）への支援の在り方に関すること。
- (5) いじめ対策に係る各種取組に関すること。
- (6) 学校、教育委員会に対する是正勧告等の是非及び教育の中立性との関係に係る留意事項に関すること。
- (7) その他いじめ対策に関し必要な事項

(参加者)

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認めた者

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。ただし、参加者が必要と認めたときは、子育て支援部において進行役を行うことができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、子育て支援部において行う。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、参加者の意見を踏まえ、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

旭川市いじめ対策に関する有識者懇談会 参加者名簿

(五十音順, 敬称略)

氏名	所属	所在地	分野	備考
いなば こういち 稲葉 浩一	和光大学現代人間学部准教授	東京都	教育社会学	元北海道教育大学大学院教育学研究科准教授 (～2022.3) 元旭川市いじめ防止等連絡協議会会長 (～2022.3)
かとう ひろみち 加藤 弘通	北海道大学大学院教育学研究院准教授	札幌市	発達心理学	札幌市児童等に関する重大事態調査検討委員会委員
ふじかわ だいすけ 藤川 大祐	千葉大学教育学部教授・副学部長 千葉大学教育学部附属中学校長	千葉県	教育方法学	千葉市教育委員会委員 NPO法人企業教育研究会理事長
ましも まりこ 真下 麻里子	第二東京弁護士会 宮本国際法律事務所	東京都	弁護士	NPO法人ストップいじめ！ナビ理事
よこい としろう 横井 敏郎	北海道大学大学院教育学研究院教授・研究院長	札幌市	教育行政学	